

GMP適合性調査申請時の注意点

ゲートウェイシステムによるオンライン申請

- 手数料の電子納付には対応していません
- 事前に納付書送付用の切手を貼った封筒（返信用封筒）を当課あてに郵送してください
- 当県指定銀行に手数料納付後、納付書原本を当課あてに郵送してください
- 納付のタイミングについては、オンライン申請の日付と多少前後しても構いませんが、手数料の納付を確認してから受付することになりますので、ご注意ください
- オンライン申請は調査日の2～3週間前に行ってください
- 納付書原本の返却方法について、郵便物の追跡が必要であれば、納付書原本送付時に、返信用のレターパック等を同封してください

GMP適合性調査申請時の注意点

ゲートウェイシステムによるオンライン申請

